

# 石川県公報

平成 25 年 9 月 3 日  
第 1 2 6 2 6 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示			
○石川県議会定例会の招集	(財 政 課)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 5
○漁業の免許	(水 産 課)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 7
公 告			
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(健康推進課)	5	

## 告 示

### 石川県告示第382号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年第3回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 招集期日  
平成25年9月10日
- 場所  
金沢市

### 石川県告示第383号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり漁業の免許をした。

平成25年9月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 免許年月日  
平成25年9月1日
- 公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名又は名称  
別表のとおり
- 漁業の種類及び名称、漁場の位置及び区域、制限又は条件並びに存続期間  
免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区の決定（平成25年石川県告示第68号）及び免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の決定（平成25年石川県告示第209号）のとおり

別表

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名又は名称
共第1号	共第1号	金沢市北安江三丁目1番38号	石川県漁業協同組合
〃 2号	〃 2号	〃	〃
〃 3号	〃 3号	〃	〃
〃 4号	〃 4号	〃	〃
〃 5号	〃 5号	〃	〃
〃 6号	〃 6号	〃	〃

◇ 7号	◇ 7号	◇	◇
◇ 8号	◇ 8号	◇	◇
◇ 9号	◇ 9号	◇	◇
◇ 10号	◇ 10号	◇	◇
◇ 11号	◇ 11号	◇	◇
◇ 12号	◇ 12号	◇	◇
◇ 13号	◇ 13号	◇	◇
◇ 14号	◇ 14号	◇	◇
◇ 15号	◇ 15号	◇	◇
◇ 16号	◇ 16号	◇	◇
◇ 17号	◇ 17号	◇	◇
◇ 18号	◇ 18号	◇	◇
◇ 19号	◇ 19号	◇	◇
◇ 20号	◇ 20号	◇	◇
◇ 21号	◇ 21号	◇	◇
◇ 22号	◇ 22号	◇	◇
◇ 23号	◇ 23号	◇	◇
◇ 24号	◇ 24号	◇	◇
◇ 25号	◇ 25号	◇	◇
◇ 26号	◇ 26号	◇	◇
◇ 27号	◇ 27号	◇	◇
◇ 28号	◇ 28号	◇	◇
◇ 29号	◇ 29号	◇	◇
◇ 30号	◇ 30号	◇	◇
◇ 31号	◇ 31号	◇	◇
◇ 32号	◇ 32号	◇	◇
◇ 33号	◇ 33号	◇	◇
◇ 34号	◇ 34号	◇	◇
◇ 35号	◇ 35号	◇	◇
◇ 36号	◇ 36号	◇	◇
◇ 37号	◇ 37号	◇	石川県漁業協同組合ほか 1 組合
区第 1 号	区第 1 号	◇	石川県漁業協同組合
◇ 2号	◇ 2号	◇	◇
◇ 3号	◇ 3号	◇	◇
◇ 4号	◇ 4号	◇	◇
◇ 5号	◇ 5号	◇	◇
◇ 6号	◇ 6号	◇	◇
◇ 7号	◇ 7号	◇	◇
◇ 8号	◇ 8号	◇	◇
◇ 9号	◇ 9号	◇	◇
◇ 10号	◇ 10号	◇	◇
◇ 11号	◇ 11号	◇	◇
◇ 12号	◇ 12号	◇	◇
◇ 13号	◇ 13号	◇	◇
◇ 14号	◇ 14号	◇	◇
◇ 15号	◇ 15号	◇	◇
◇ 16号	◇ 16号	◇	◇

◇ 17号	◇ 17号	◇	◇
◇ 18号	◇ 18号	◇	◇
◇ 19号	◇ 19号	◇	◇
◇ 20号	◇ 20号	◇	◇
◇ 21号	◇ 21号	◇	◇
◇ 22号	◇ 22号	◇	◇
◇ 23号	◇ 23号	◇	◇
◇ 24号	◇ 24号	◇	◇
◇ 25号	◇ 25号	◇	◇
◇ 26号	◇ 26号	◇	◇
◇ 27号	◇ 27号	◇	◇
◇ 28号	◇ 28号	◇	◇
◇ 29号	◇ 29号	◇	◇
◇ 30号	◇ 30号	◇	◇
◇ 31号	◇ 31号	◇	◇
◇ 32号	◇ 32号	◇	◇
◇ 33号	◇ 33号	◇	◇
◇ 34号	◇ 34号	◇	◇
◇ 35号	◇ 35号	◇	◇
◇ 36号	◇ 36号	◇	◇
◇ 37号	◇ 37号	◇	◇
◇ 38号	◇ 38号	◇	◇
◇ 39号	◇ 39号	◇	◇
◇ 40号	◇ 40号	◇	◇
◇ 41号	◇ 41号	◇	◇
◇ 42号	◇ 42号	◇	◇
◇ 43号	◇ 43号	◇	◇
◇ 44号	◇ 44号	◇	◇
◇ 45号	◇ 45号	◇	◇
◇ 46号	◇ 46号	◇	◇
◇ 47号	◇ 47号	◇	◇
◇ 48号	◇ 48号	◇	◇
◇ 49号	◇ 49号	◇	◇
◇ 50号	◇ 50号	七尾市能登島須曾町23部19番地	坂下金上
◇ 51号	◇ 51号	七尾市能登島閨町八部 5 番地	菅野伸悟
◇ 52号	◇ 52号	七尾市能登島曲町55部 1 番地 2	若田善成
◇ 53号	◇ 53号	金沢市袋島町南193番地	財団法人石川県県民ふれあい公社
◇ 54号	◇ 54号	七尾市東浜町八部79番地	萩原稔ほか 1 名
◇ 55号	◇ 55号	金沢市北安江三丁目 1 番38号	石川県漁業協同組合
◇ 56号	◇ 56号	◇	◇
◇ 57号	◇ 57号	◇	◇
◇ 58号	◇ 58号	◇	◇
◇ 59号	◇ 59号	◇	◇
◇ 60号	◇ 60号	七尾市大泊町36部11番地	山下正人ほか 4 名
定第 1 号	定第 2 号	加賀市小塩町大野山 2 番地 1	有限会社金城水産
◇ 2 号	◇ 3 号	◇	◇
◇ 3 号	◇ 6 号	羽咋郡志賀町西海風戸ヌの54番地 7	有限会社テイチ

ㄨ 4号	ㄨ 7号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 5号	ㄨ 8号	輪島市門前町深見12の3番地	直江久信ほか2名
ㄨ 6号	ㄨ 9号	輪島市門前町鹿磯2の2番地	角谷静男ほか2名
ㄨ 7号	ㄨ 10号	輪島市鳳至町下町69番地	旭岡琢也
ㄨ 8号	ㄨ 11号	輪島市鳳至町下町165番地10	有限会社巢洋大敷
ㄨ 9号	ㄨ 13号	珠洲市三崎町寺家ヶ部60番地1	有限会社寺家定置網
ㄨ 10号	ㄨ 14号	珠洲市蛸島町ネ部62番地	小泊十六号定置網株式会社
ㄨ 11号	ㄨ 16号	珠洲市蛸島町ナ部12番地	濱田康永
ㄨ 12号	ㄨ 17号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 13号	ㄨ 18号	珠洲市宝立町鶴飼3字30番地	有限会社寺山水産
ㄨ 14号	ㄨ 24号	鳳珠郡能登町字崎山3丁目119番地	大目芳隆ほか60名
ㄨ 15号	ㄨ 25号	鳳珠郡能登町字藤波23字124番地1	濱野栄樹ほか72名
ㄨ 16号	ㄨ 26号	鳳珠郡能登町字波並17字15番地	中田隆史ほか63名
ㄨ 17号	ㄨ 28号	鳳珠郡能登町字七見レ字19番甲地	有限会社中作
ㄨ 18号	ㄨ 29号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 19号	ㄨ 30号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 20号	ㄨ 31号	鳳珠郡能登町字七見ハ字14番地	濱中正雄
ㄨ 21号	ㄨ 32号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 22号	ㄨ 33号	鳳珠郡能登町字鶴川29字50番地	道地正次
ㄨ 23号	ㄨ 35号	鳳珠郡能登町字鶴川2字134番甲地	馬場進
ㄨ 24号	ㄨ 36号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 25号	ㄨ 37号	鳳珠郡能登町字鶴川2字144番甲地	有限会社馬宗水産
ㄨ 26号	ㄨ 38号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 27号	ㄨ 39号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 28号	ㄨ 40号	鳳珠郡能登町字鶴川2字134番甲地	馬場進
ㄨ 29号	ㄨ 42号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 30号	ㄨ 43号	七尾市能登島鰻目町32部65番地1	角屋滋隆ほか1名
ㄨ 31号	ㄨ 44号	七尾市能登島鰻目町32部56番地1	角屋敏彦
ㄨ 32号	ㄨ 45号	鳳珠郡能登町字鶴川29字50番地	道地正次
ㄨ 33号	ㄨ 46号	七尾市能登島鰻目町32部65番地1	角屋滋隆ほか1名
ㄨ 34号	ㄨ 47号	七尾市能登島八ヶ崎町5部6番地	木戸信裕ほか1名
ㄨ 35号	ㄨ 49号	七尾市能登島祖母ヶ浦町5部14番地	堀井義孝
ㄨ 36号	ㄨ 51号	七尾市能登島八ヶ崎町5部6番地	木戸信裕
ㄨ 37号	ㄨ 52号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 38号	ㄨ 53号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 39号	ㄨ 54号	七尾市能登島鰻目町五五部17番地	鰻目大敷網株式会社
ㄨ 40号	ㄨ 55号	ㄨ	ㄨ
ㄨ 41号	ㄨ 56号	七尾市能登島鰻目町五五部30番地	有限会社梅屋
ㄨ 42号	ㄨ 57号	七尾市能登島野崎町10部54番地	岩山直治ほか3名
ㄨ 43号	ㄨ 58号	ㄨ	岩山直治ほか1名
ㄨ 44号	ㄨ 59号	七尾市能登島野崎町87部52番地	安井博昭
ㄨ 46号	ㄨ 60号	七尾市鵜浦町11部37番地	原勝彦
ㄨ 47号	ㄨ 61号	七尾市鵜浦町67部52番地	小橋翹
ㄨ 48号	ㄨ 62号	七尾市鵜浦町11字6番地1	中村良
ㄨ 49号	ㄨ 63号	七尾市鵜浦町9部38番地2	酒井秀信ほか2名
ㄨ 50号	ㄨ 64号	七尾市鵜浦町69部14番地	石崎貞雄
ㄨ 51号	ㄨ 65号	七尾市庵町ノ部21番地	一瀬保夫ほか187名

◇52号	◇66号	◇	◇
◇53号	◇67号	◇	◇
◇54号	◇68号	七尾市庵町ア部108番地	三山博嗣ほか23名
◇55号	◇69号	七尾市佐々波町ソ部13番地	株式会社佐々波鮎網
◇56号	◇70号	◇	◇
◇57号	◇71号	◇	◇
◇58号	◇72号	七尾市東浜町へ部27番地	濱真之
◇59号	◇73号	七尾市黒崎町イ部1番地1	寒鮎大敷網有限公司
◇60号	◇1号	加賀市小塩町大野山2番地1	有限会社金城水産
◇61号	◇4号	羽咋市滝町カ244番地2	株式会社本吉漁業
◇62号	◇5号	羽咋郡志賀町富来領家町口の12番地	有限会社浜辺漁業
◇63号	◇12号	輪島市町野町西時国鳥毛43番1地	曾々木定置漁業株式会社
◇64号	◇15号	珠洲市蛸島町夕部14番地	田川益蔵
◇65号	◇19号	鳳珠郡能登町字小浦12字6番地	有限会社中漁業部
◇66号	◇20号	鳳珠郡能登町字小浦7字22番地	西谷善一ほか60名
◇67号	◇21号	鳳珠郡能登町字小浦12字6番地	有限会社中漁業部
◇68号	◇22号	鳳珠郡能登町字羽根8字55番地乙	干場和男ほか26名
◇69号	◇23号	◇	◇
◇70号	◇27号	鳳珠郡能登町字矢波23字24番地	矢波大敷網有限公司
◇71号	◇34号	鳳珠郡能登町字鶴川19字93番地	有限会社日の出大敷
◇72号	◇41号	◇	◇
◇73号	◇48号	鳳珠郡穴水町字大町トの60番地1穴水駅西住宅304号	岡本正太郎
◇74号	◇50号	七尾市能登島鰻目町五五部30番地	有限会社梅屋

**公 告**

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年9月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
三 輪 さおり	金沢市駅西本町6丁目15番41号 医療法人社団博友会 金沢西病院	平成25年8月12日
高 橋 竜 平	◇	◇

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年9月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ輪島店

輪島市宅田町7番ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,305平方メートル

(変更後) 1,660平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 54台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 65台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による。

面積 60平方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

面積 60平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容積

(変更前) 位置 縦覧による。

面積 14立法メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

面積 22立法メートル

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午後10時まで

(変更後) 午前9時から翌午前0時まで

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分まで

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 2箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年4月27日

4 変更する理由

消費者層の拡大、消費者ニーズの多様化に伴う取扱品目の増加に対応するため

5 届出年月日

平成25年8月26日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び輪島市産業部漆器商工課

7 届出等の縦覧期間

平成25年9月3日から平成26年1月6日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年1月6日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成25年9月4日から同年10月4日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年9月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
子 浦 地 区	老 朽 た め 池 整 備 事 業	県営土地改良事業計画書の写し	宝達志水町産業振興課

